

保育園



入園受け付けます!

平成20年度入園申し込みの受け付けを行います。
保育園または児童家庭課で申込書を受け取り、入園
を希望する保育園へ直接申し込んでください。

※下記の表は、平成19年11月1日現在の予定のため、
変更される場合があります。

- ◆受付期間 12月1日(土)～20日(木)
- ◆入園条件 ① 鳥取市に居住し、住民登録をしていること。
② 保護者および同居の家族が、次のいずれかの理由により児童
の保育ができないこと。
- ▷家庭外労働…家庭の外で仕事をしている場合(1日4時間以上で週4日以上就労)
 - ▷家庭内労働…家庭の中で(児童と離れて)家事以外の仕事を
している場合(1日4時間以上で週4日以上就労)
 - ▷母親の出産など…出産予定日の2カ月前から3カ月後までの間
 - ▷疾病・障害など…病気やけが、または心身に障害がある場合
 - ▷病人の介護…長期にわたり病気または心身に障害のある同
居家族を常時介護している場合
 - ▷家庭の災害…風水害、火災、震災その他の復旧にあたって
いる場合
 - ▷そ の 他…上記に類する状態であると市長が認めた場合

地域	施設名	電話番号	所在地	定員	受け入れ年齢	開所時間	土曜午後 開所時間	備 考	募集予定 人数
鳥取	わかば	(0857)22-2559	吉方温泉一丁目 322	95	おおむね4カ月～	7:30～19:30	～18:00		20
〃	賀 露	(0857)28-1344	賀露町北二丁目 2-15	115	〃	7:30～18:00	〃		25
〃	美 保	(0857)22-6291	吉成二丁目 13-8	180	〃	7:30～19:30	〃	子育て支援センター事業	40
〃	湖 山	(0857)28-1573	湖山町南一丁目 825	160	〃	〃	〃		30
〃	みたから	(0857)22-4245	寿町 501	110	〃	〃	〃		15
〃	富 桑	(0857)22-6209	行徳三丁目 705-1	110	〃	〃	〃		25
〃	倉 田	(0857)53-1373	八坂 169-1	60	〃	7:30～18:00	〃		20
〃	大 正	(0857)22-6289	古海 331-8	100	〃	〃	〃		20
〃	美 和	(0857)53-2645	上味野 545	70	〃	〃	〃		10
〃	湖 南	(0857)57-0116	松原 419-2	45	〃	〃	〃		10
〃	白 ゆ り	(0857)22-5712	面影一丁目 8-16	80	〃	〃	〃		10
〃	津 ノ 井	(0857)51-8227	南米町 17	90	〃	〃	〃		25
〃	豊 実	(0857)22-4974	野坂 927	70	〃	〃	〃		10
〃	白 兎	(0857)59-1144	伏野 193-5	90	〃	7:30～19:30	〃		15
〃	城 北	(0857)24-3833	松並町二丁目 305	150	〃	〃	〃		30
〃	千 代	(0857)23-7049	江津 730	80	〃	〃	〃	休日保育事業	5
〃	松 保	(0857)28-0474	布勢 91-1	120	生後57日目～	7:00～19:00	～19:00	一時保育事業	10
〃	久 松	(0857)36-3636	東町一丁目 208	120	〃	〃	～18:00		25
〃	鳥取みどり	(0857)22-2662	立川町五丁目 417	150	〃	〃	～19:00	子育て支援センター事業	30
〃	か ん ろ	(0857)22-6529	立川町六丁目 172	190	〃	〃	〃		35
〃	あすなろ	(0857)23-3565	江津 571-2	180	〃	〃	～18:00	一時保育事業	10
〃	賀露みどり	(0857)28-1278	賀露町南四丁目 10-3	120	〃	〃	～19:00		20
〃	さ と に	(0857)28-4392	里仁 27	150	〃	〃	〃	子育て支援センター事業	30
〃	む つ み	(0857)22-5004	二階町四丁目 201	180	〃	〃	〃		25
〃	浜 坂	(0857)27-7878	浜坂六丁目 4-18	120	〃	〃	〃		5
〃	め ぐ み	(0857)27-1310	吉方町一丁目 201	150	〃	〃	〃	一時保育事業	25
〃	わかば台	(0857)52-6126	若葉台南二丁目 205-2	190	〃	〃	〃		30
〃	の ぞ み	(0857)53-4250	数津 94-8	120	〃	〃	〃	一時保育事業	10
〃	よねさと	(0857)53-0411	中大路 49-1	150	〃	〃	〃		20
国府	み や こ	(0857)24-8530	国府町中郷 895	125	6カ月～	7:30～19:00	～18:00	子育て支援センター事業	25
〃	さ つ き	(0857)24-8529	国府町谷 15-2	85	〃	〃	～12:30		20
福部	福 部	(0857)75-2053	福部町海士 345-1	90	5カ月～	7:30～19:00	～12:30	子育て支援センター事業	25
河原	河 原	(0858)85-2750	河原町長瀬 45-1	〃	6カ月～	7:00～19:00	～18:00		30
〃	八 上	(0858)85-2277	河原町曳田 740	30	〃	7:30～18:00	～12:30	子育て支援センター・ 一時保育事業	5
〃	西 郷	(0858)85-2633	河原町牛戸 13-1	30	〃	〃	〃		10
〃	散 岐	(0858)85-1788	河原町佐貫 755-6	45	生後57日目～	〃	〃		15
用瀬	社	(0858)87-2325	用瀬町安蔵 887-1	〃	6カ月～	〃	～12:15		15
〃	用 瀬	(0858)87-2657	用瀬町用瀬 831-2	〃	〃	〃	～18:00	子育て支援センター事業	10
〃	大 村	(0858)87-2943	用瀬町鷹狩 32-1	〃	〃	7:30～18:30	～12:15	一時保育事業	15
佐治	ひまわり	(0858)88-0850	佐治町古市 71-5	40	1歳～	7:30～18:00	～12:30	子育て支援センター事業	10
〃	ふ た ば	(0858)89-1010	佐治町加茂 1545-1	30	〃	〃	〃		10
気高	ひ か り	(0857)82-0508	気高町宝木 937	100	おおむね4カ月～	7:30～19:00	～18:00	一時保育事業	40
〃	浜 村	(0857)82-0101	気高町八幡 388-1	180	〃	〃	〃	子育て支援センター事業	50
鹿野	こ じ か	(0857)84-2251	鹿野町鹿野 583-3	45	生後57日目～2歳	〃	〃	子育て支援センター・ 一時保育事業	15
青谷	すくすく	(0857)85-0430	青谷町青谷 604	210	生後57日目～	〃	〃	〃	50

■問い合わせ先 市役所駅南庁舎児童家庭課 ☎ (0857)20-3464 / 各保育園

誰の問題？ 障害者問題

～みんなが暮らしやすい社会をめざして～



あ、空いてる♪

いえいえ、障害者用の駐車スペースです！

12月3日から9日は「障害者週間」です。

障害者問題について考えたとき、みなさんは誰の問題だと思われますか？この機会に、私たちが作りだしている「バリア（障壁）」について考えてみませんか？



相手のことを
考えてみましょう

「こちらは、お体が不自由な方のための駐車スペースです・・・」
外出先や買い物先の駐車場などでこのようなアナウンスを聞いたことはありませんか。

建物の入口近くの駐車スペースには『障害者マーク』（右図）の入ったスペースがあります。このマークは「障害者のための国際シンボルマーク」で、障害がある人が利用しやすい建物や施設であることを示す世界共通のマークです。車イス利用者をかたどっていますが、全ての障害者を対象としています。

日々の生活の中でなくてはならない自動車。運転中にマナーがあるように、駐車するときにもマナーがあります。入口近くにこの駐車スペースが設けられているのは、障害がある運転者や同乗者のからだの負担をできるだけ軽くするためです。「入口近くで空いていたから」などの理由で駐車してし

まうのは、障害者のことを考えていないからではないでしょうか。冒頭のようなアナウンスが流れる点を見ても、まだまだ理解が得られていない証しです。



最大のバリアは
「人の心」

「身体障害者補助犬法」が施行され、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）が、公共の施設や交通機関、不特定多数の人が出入りするデパートやホテルなどでも同伴できるようになりました。市内でも「ぼじょ犬マーク」（右図）が貼つてある施設をよく見かけます。

補助犬はペットではありません。体の不自由な人の体の一部となつて働いています。しかし、補助犬をペットと混同し、受け入れに消



○補助犬

▷盲導犬

目の不自由な人が安全に移動できるよう、段差や曲がり角などを教えます。

▷介助犬

からだの不自由な人の手足となり、ものを拾う、ドアを開けるなどの手助けをします。

▷聴導犬

耳の不自由な人に、ドアのチャイムや車のクラクションなどを聞き分けて伝えます。

これらのマーク、ご存知ですか？



身体障害者標識

肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識。道路交通法に規定。



聴覚障害者シンボルマーク

聴覚障害がある人を表す国内マーク。



視覚障害の人をあらわす国際マーク

視覚障害がある人を表す世界共通のマーク。



ハートプラスマーク

身体内部（心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱、直腸、小腸、免疫機能）の障害がある人を表すマーク。



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している人のための施設があることを示すマーク。

極的な施設や、マークが貼つてある施設でも利用者からの苦情が寄せられるなどのケースがあり、施設の管理者だけでなく、利用する人の理解が重要となります。

障害者とは、私たちの社会がつくりだしている「バリア」に苦しんでいる人々のことです。

障害がある人にとって最大のバリアは「人の心」だと言われています。みんなが暮らしやすい社会を実現するために、相手のことを十分に理解し、自分の意識や行動がつくりだしている「バリア」を取り払っていく必要があります。

■問い合わせ先

市役所本庁舎人権推進課
(0857) 20-3144